

平成21年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年3月27日開会
平成21年3月27日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	2
日程 1 議席の指定について	4
日程 2 会議録署名議員の指名について	4
日程 3 会期の決定について	4
日程 4 第1号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき 議会の同意を求めることについて	4
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
採 決	5
杉本副広域連合長挨拶	5
日程 5 第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	5
提案理由説明	
○東村広域連合長	5
採 決	6
日程 6 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部改正について	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	6
採 決	7
日程 7 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する 条例の一部改正について	7
提案理由説明	
○東村広域連合長	7
採 決	8

日程 8	第5号議案	平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	8
日程 9	第6号議案	平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算	8
提案理由説明			
	○東村広域連合長		8
	○竹内事務局長		10
	採 決		13
討 論			
	○畑野麻美子君		14
	採 決		14
日程 10	第7号議案	平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算	14
日程 11	第8号議案	平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算	14
提案理由説明			
	○東村広域連合長		14
	○竹内事務局長		15
	採 決		17
日程 12	一般質問		
	○畑野麻美子君		17
	1	資格証明書発行について	
	2	資格証明書判定委員会のあり方について	
	3	国庫負担の引き上げを国に強く求めること	
	○東村広域連合長		18
	○竹内事務局長		20
	○畑野麻美子君		21
	○竹内事務局長		22
	○畑野麻美子君		23
	広域連合長挨拶		24
	閉会宣告		24

平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合副広域連合長 の選任につき議会の同 意を求めることについ て	広域連合長	21. 3. 27	21. 3. 27	同 意
第2号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医 療に関する条例の一部 改正について	〃	〃	〃	原案可決
第3号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医 療制度臨時特例基金条 例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第4号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合職員の給与の 支給に関する条例の一 部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第5号議案	平成21年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計予算	〃	〃	〃	原案可決
第6号議案	平成21年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計予算	〃	〃	〃	原案可決
第7号議案	平成20年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算	〃	〃	〃	原案可決
第8号議案	平成20年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計補正予算	〃	〃	〃	原案可決

平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
3月27日	金	午後3時15分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	議案上程 討論、採決 一般質問、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 21 年 3 月 27 日（金曜日）午後 3 時 15 分開会

連合一般会計補正予算

平成 21 年 3 月 27 日、平成 21 年第 1 回定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

日程 1 1 第 8 号議案 平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

○議事日程

日程 1 2 一般質問

日程 1 議席の指定について

日程 2 会議録署名議員の指名について

日程 3 会期の決定について

日程 4 第 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

日程 5 第 2 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程 6 第 3 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

日程 7 第 4 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について

日程 8 第 5 号議案 平成 21 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程 9 第 6 号議案 平成 21 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程 10 第 7 号議案 平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域

○出席議員（22人）

1 番	奥本 兼義君	2 番	三国 房雄君
3 番	富永 芳夫君	4 番	中村 清一君
5 番	山本 富夫君	6 番	寺澤 繁夫君
7 番	清水 宏君	8 番	水津 達夫君
9 番	玉邑 哲雄君	10 番	川崎 悟司君
11 番	福田 修治君	12 番	内藤 博男君
13 番	梅木 隆治君	14 番	・村 春男君
15 番	砂子 三郎君	16 番	笠松捷多朗君
17 番	川井 憲二君	18 番	宮崎 弥麿君
19 番	加藤 貞信君	20 番	山川 豊君
21 番	畑野麻美子君	22 番	酒井 英夫君

○欠席議員（1人）

23 番 坂本 伊三栄君

○事務局出席職員

事務局長 竹内利寿

事務局次長 稲 葉 重 和
業務課長 橋 本 孝 治
会計管理者 西 川 一 栄
業務課長補佐 野 崎 俊 也
主 査 中 村 弘 和
主 査 長谷川 正 広
主 査 中 島 正 登

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君
副広域連合長 杉 本 博 文 君

○議長(宮崎弥磨君) 平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、23番 坂本伊三栄君の1名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) 本日ここに、平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に置かれましては、公私極めてご多用のところご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長寿医療制度は、国民皆保険を堅

持するために、現役世代と高齢者がともに支え合う制度として昨年4月に開始されて以来、ちょうど1年が経過しようとしているところであります。この間、国におきましては、制度の実施状況や国民のさまざまな声を踏まえ、昨年6月12日に制度の見直しを決定し、高齢者のおかれている状況を十分配慮した新たな保険料の軽減措置や保険料の徴収方法の見直しなどきめ細やかな措置を講ずるとともに、平成20年度第1次及び第2次補正予算において保険料の軽減措置等に必要な財源を措置したところであります。

また、昨年9月の自由民主党総裁選挙に端を発した制度の抜本的見直しにつきましては、厚生労働大臣直属の高齢者医療制度に関する検討会及び与党プロジェクトチームのそれぞれにおいて検討が進められ、高齢者医療制度に関する検討会では、去る3月17日に、名称、年齢区分、財源、運営主体等についてそれまでの議論が整理されたところであり、さらに、与党プロジェクトチームにおいても、昨年12月に、高齢者医療の見直しに当たっての基本的枠組みを決定した上で、制度創設の経緯を踏まえ、高齢者をはじめ全世代の納得と共感が得られる枠組みについて幅広い議論を進め、来月を目途に見直し案を取りまとめることとされています。

こうした状況を踏まえまして、当広域連

合といたしましては、円滑な制度運営を望む立場から、去る2月10日に厚生労働大臣に対しまして制度見直しに関する検討の早期実施と的確な情報提供など4項目について要望書を提出したところではありますが、こうした見直し論議の着地点は、高齢者を初め国民全体のご理解を得られるようなものとなることが大変重要であると考えており、今後ともその動向を注意深く見守っていきたいと考えております。

長寿医療制度を取り巻く情勢は、制度開始から1年を経過してようやく落ちついてきたところではありますが、与党、野党とも来る総選挙を控え、制度の見直しを掲げておりますが、この制度の最も大きな役割は、高齢者の皆様が安心して生活を送るための医療の提供であり、このことを見直し議論の原点としてとらえるべきであると考えております。

当広域連合といたしましても、今後とも県、市町などとの連携を強化しながら、県内にお住まいの被保険者の皆様に信頼され、安心していただける制度運営を目指して、誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、副広域連合長の選任同意や後期高齢者医療に関する条例の一部改正、臨時特例基金条例の一部改正、職員の給与の支

給に関する条例の一部改正、平成21年度の一般会計及び特別会計予算案、平成20年度の一般会計及び特別会計補正予算案の議案を提案させていただいております。

何とぞ十分なるご審議をいただきまして、妥当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表の通りと定め、直ちに議事に入ります。

議事に先立ちまして、ここでご報告申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、2番 原幸雄君から、当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定に基づき、議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

また、14番 井上信雄君が越前町議会議員の任期を満了し、越前町議会から新たな議員が選出されました。

それでは、新たに当広域連合議会議員に就任されました皆様をご報告申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。

○事務局員(西川一栄君) 命により、朗読いたします。

三国房雄議員、・村春男議員、以上でございます。

○議長(宮崎弥磨君) なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきまして

は、議事の進行上、ただいまご着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1「議席の指定」を行います。

今回、新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名と議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局員(西川一栄君) 命により、氏名と議席番号を順に朗読いたします。

三国房雄議員の議席は2番に指定いたします。・村春男議員の議席は14番に指定いたします。

以上でございます。

○議長(宮崎弥磨君) 日程2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、11番 福田修治君、12番 内藤博男君を指名いたします。

日程3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程4 第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長につきましては、当広域連合規約第13条第1項の規定に基づき、広域連合の議会のご同意を得て選任するものでございます。今回、池田町長であります杉本博文氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。杉本氏は地方自治に精通するとともに、これまでも当広域連合の副広域連合長としてご尽力いただき、人格、識見ともに副広域連合長として適任と考えておりますので、よろしくご審議の上ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、人事に関する案件でありますので、一切の手続を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております第1号議案につきましては、杉本博文君を選任することに同意を求められております。これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで、杉本博文副広域連合長の出席を求めることにします。

(副広域連合長 杉本博文君 入場、着席)

○議長(宮崎弥麿君) ご出席をいただきました杉本副広域連合長からごあいさつをいただきます。

副連合長。

○副広域連合長(杉本博文君) 一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

ただいまは、議員各位のご同意を賜りまして、改めて副連合長の職を担当することとなりました。議員各位のご厚情に心からお礼を申し上げますとともに、後期高齢者

医療制度、国政の中では大変議論の先行きが不透明な中にございますが、本連合におきましては、東村連合長を中心といたしまして、一層の信頼ある運営に努めてまいりたいと思っております。議員各位の今後とものご指導、ご支援、心からお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長(宮崎弥麿君) 次に、日程5 第2号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第2号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年6月12日及び9月9日に政府・与党により取りまとめられた制度の見直しにおいて、平成21年度以降における保険料の軽減措置を実施することに伴い、保険料の賦課に関して規定されております後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、平成21年度以降の恒久的な保険料の軽減措置いたしまして、現在、均等割

額が8割5分軽減されている世帯のうち、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方の均等割額を9割軽減とし、それ以外の世帯の均等割額を7割軽減とするとともに、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えていない被保険者、収入が年金のみである場合にはその額が年間153万円から211万円までの被保険者について、平成20年度と同じように所得割額を5割軽減とするものであります。

また、21年度限りの保険料の軽減措置としまして、被扶養者だった被保険者の保険料額につきましては、20年度においては、昨年4月から9月までは保険料がかからず、10月から本年3月までは均等割額の9割を軽減し、年額2,100円となっておりますが、21年度においてもこの9割軽減を継続し、年額で4,300円とするものであります。

なお、この保険料の軽減措置の実施につきましては、全国の広域連合におきましても同様の改正を既に行っているところでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(宮崎弥麿君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第2号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

日程6 第3号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を議題いたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第3号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を原資として積み立てております後期高齢者医療制度臨時特例基金に国の平成20年度第1次及び第2次補正予算で措置された高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立て、被用者保険の被扶養者だった被保険者及び低所得者に対する保険

料の軽減措置等を実施するため、条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、新たに後期高齢者医療制度臨時特例基金を積み立てる財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を追加するとともに、この交付金の交付対象事業を追加するものであります。具体的には、平成21年度に実施する被扶養者だった被保険者の保険料の9割軽減、均等割額の9割軽減及び所得割額の5割軽減の財源補てんに充てる場合、そして、広域連合及び市町が実施する説明会や広報周知に要する経費と、きめ細やかな相談体制整備を講じるための経費に充てる場合を、基金を処分できる事由に加え、この基金の期限を平成22年度末まで延長するものであります。

なお、この基金条例の改正につきましては、全国の広域連合におきましても既に行っているところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮崎弥麿君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第3号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程7 第4号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について」を議題いたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第4号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当広域連合に派遣されております当広域連合事務局職員に支給する手当として、単身赴任手当を条例に規定するため、改正するものであります。

現在、広域連合条例の規定において、単身赴任手当は、派遣元市町の条例の規定に基づき支給することとしておりますが、一部の市町では単身赴任手当が規定されていないことから、規定のない市町から支給対象となる職員が派遣された場合でも支給できるよう条例を改正するものであります。

なお、単身赴任手当の支給対象及び支給額は、既に規定されている国・県及び市町に準じて規定をいたしたものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 以上で提案理由の説明は終わりました。質疑及び討論の通告はありませんので、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第4号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程8 第5号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程9 第6号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

よって、日程8 第5号議案及び日程9 第6号議案を一括して広域連合長から提

案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第5号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び第6号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第5号議案の平成21年度の一般会計予算からご説明いたします。

議案8ページをお願いいたします。

平成21年度の一般会計予算でございますが、予算総額を4億9,744万6,000円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、第1款分担金及び負担金として、構成市町からの共通経費負担金及び各市町への端末設置費用として4億9,715万5,000円を、第2款国庫支出金において、後期高齢者医療制度事業費補助金として、運営懇話会にかかわる経費の2分の1となります22万5,000を計上しております。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

歳出の主なものといたしましては、第1款議会費に144万7,000円を、第2款総務費では、事務局職員の人件費を含む広

域連合の運営に要する経費、選挙管理委員会及び監査委員にかかわる経費として合計1億7,114万2,000円を、第3款民生費では、後期高齢者医療特別会計への繰入金としまして3億2,161万1,000円を計上しております。

次に、第6号議案の平成21年度の後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

議案11ページをお願いいたします。

平成21年度の特別会計予算でございますが、予算総額を901億5,668万3,000円と定めるものであります。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を7億4,000万円とするものであります。

おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、第1款市町支出金では、被保険者からの保険料及び市町の療養給付費の定率負担金として合計で145億3,860万6,000円を、第2款国庫支出金では、国の療養給付金の定率負担金、調整交付金等として合計で292億3,446万円を、第3款県支出金では、県の療養給付金の定率負担金、高額医療費負担金、保健事業の補助金として合計で72億4,638万6,000円を計上しております。

次に、第4款支払基金交付金に現役世代

からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの交付金として381億4,260万3,000円を、第5款特別高額医療費共同事業交付金では、国民健康保険中央会からの交付金として2,969万7,000円を、第8款繰入金では、一般会計及び後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金として9億6,492万5,000円を計上しております。

おめくりいただきまして、13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、第1款総務費では、福井県国民健康保険団体連合会への業務委託や7月の被保険者証の一斉交付にかかわる郵送料等にかかわる経費など3億2,233万1,000円を、第2款保険給付費では、療養の給付にかかわる費用、高額療養費、葬祭費、福井県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料など、合計で895億8,005万8,000円を計上しております。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金では、県が設置しております基金への拠出金として7,552万6,000円を、第4款特別高額医療費共同事業拠出金では、国民健康保険中央会への拠出金として2,979万円を、第5款保健事業費では、市町が実施する健康診査事業の補助金として1億2,140万6,000円を計上しております。また、第7款公債費では、一時借入金

を借り入れた場合の利子として77万9,000円を、第8款諸支出金では、保険料の還付金などとして447万6,000円を、第9款予備費では、2,231万7,000円を計上したところでございます。

詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重なるご審議の上、妥当なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 事務局長。

○事務局長(竹内利寿君) それでは、第5号議案及び第6号議案につきまして、別冊となっております平成21年度予算に関する説明書に沿ってご説明いたします。

第5号議案でございますけれども、3ページをお願いいたします。説明書の3ページでございます。

歳入でございますけれども、第1款分担金及び負担金といたしまして、県内17市町の共通経費負担金4億9,531万円を、後期高齢者医療システムの端末設置負担金として184万5,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金につきましては、後期高齢者医療制度事業補助金といたしまして、運営懇話会に係る経費の2分の1となりまして22万5,000円計上いたしております。

次に、歳出についてでございますけれども、5ページをお願いいたします。

第1款議会費では144万7,000円を、おめくりいただきまして、6ページの第2款総務費でございますけれども、第1項総務管理費では、広域連合の運営に要する経費と運営懇話会の開催に要する経費として合計で1億7,094万8,000円を。7ページに移りまして、第2項選挙費では7万9,000円、そして、8ページの第3項監査委員費では11万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、9ページの第3款民生費につきましては、特別会計への繰出金といたしまして3億2,161万1,000円を、それから、第4款予備費では324万6,000円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、10ページでございますけれども、これは広域連合の特別職に係る報酬、それから11ページから13ページにかけては、広域連合の事務局職員の給与等に関する状況を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

第5号議案の一般会計予算は以上でございます。

次に、第6号議案でございますけれども、平成21年度の後期高齢者医療特別会計における歳入歳出予算の総額を901億5,668万3,000円と定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳入につきましては、第1款市町支出金の第1目保険料負担金では、右側の節の1の現年度分保険料負担金として59億4,176万3,000円、それから、保険料軽減措置の補てん分といたしまして15億8,927万2,000円、合わせて75億3,103万5,000円を、そして、2の過年度分保険料負担金では1,427万9,000円を見込み、現年度、過年度を合わせまして合計75億4,531万4,000円を見込んでおります。

第2目療養給付費負担金では、平成21年度1年間の療養給付に係る費用の約12分の1となります17市町の定率負担金69億9,329万2,000円を計上いたしまして、保険料負担と合わせて合計で145億3,860万6,000円を計上いたしております。

次に、第2款の国庫支出金でございますけれども、第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金として、療養給付費等の約12分の3となります国の定率負担金209億7,987万6,000円、そして、第2目高額医療費負担金では、レセプト1件当たりの医療費が80万円を超える高額医療費に対する4分の1の負担金として2億2,295万2,000円を計上いたしまして、合計で212億282万8,000円を計上いたしております。

次に、18ページでございますけれども、

第2項国庫補助金では、第1目調整交付金といたしまして、全国規模で調整する調整交付金を80億149万円、そして、保健事業補助金といたしまして、長寿健康診査事業の補助金3,014万2,000円を計上いたしまして、合計で80億3,163万2,000円を計上いたしております。

第3款県支出金の第1項県負担金では、第1目療養給付費負担金として約12分の1となります定率負担金69億9,329万2,000円、そして第2目高額医療費負担金として、レセプト1件当たりの医療費が80万円を超える分の負担金として国と同額の2億2,295万2,000円を計上し、合計で72億1,624万4,000円を計上いたしております。

次に、19ページをお願いいたします。

第2項県補助金といたしまして、長寿健康診査事業の補助金として国と同額の3,014万2,000円を計上いたしております。

次に、第4款支払基金交付金では、第1項後期高齢者交付金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を381億4,260万3,000円計上いたしております。

次に、第5款特別高額医療費共同事業交付金、これはレセプト1件当たりの医療費が400万円を超える高額医療費が生じた場合に国民健康保険中央会から交付される

ものでございまして、記載のとおり、2,969万7,000円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、20ページでございますが、第8款繰入金では、第1項一般会計繰入金として3億2,161万1,000円、そして、第2項基金繰入金では、臨時特例基金からの繰入金6億4,331万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

第1款総務費の第1項総務管理費の主なものといたしまして、右側の節12の役務費では、7月の被保険者証の一斉交付と医療費通知等の送付に伴う郵送料、それから、広報周知等の広告料など合計で6,486万7,000円、そして、13の委託料では、7月に実施をいたします被保険者証の一斉交付に係る業務、そして、レセプト点検業務、これの委託料といたしまして2億4,520万4,000円、そして、14の使用料及び賃借料では、レセプトの点検あるいは保管を行っております坂井市役所春江総合支所3階部分の借り上げ料など448万5,000円、そして、19の負担金補助及び交付金では、市町が実施する広報の実施などに要する経費に対する補助金といたしまして、後期高齢者医療制度特別対策補助金287万1,000円を計上いたしまし

て、一般管理費として合計で3億2,233万1,000円を計上いたしております。

次に、23ページでございますが、第2款保険給付費の第1項療養諸費の第1目療養給付費では、医療給付費として850億4,301万円、第2目療養費では、はり、きゅう、整骨院などにかかった場合の医療費として6億2,244万円、そして、第3目訪問看護療養費では、在宅で療養している方が訪問介護を受けた場合の費用として3億2,900万4,000円、そして、第5目移送費では、医師の指示に基づきまして、一時的、緊急的な移動に要する場合の移送料10万円、そして最後に、第6目審査支払手数料として、福井県国民健康保険団体連合会へのレセプト審査支払手数料として2億6,244万円の、合計で862億5,699万4,000円を計上いたしております。

次に、24ページでございます。

第2項高額療養諸費でございますけれども、第1目高額療養費に、1カ月分の自己負担額が4万4,000円を超えた場合の還付金等として29億2,546万7,000円、第2目高額介護合算療養諸費に後期高齢者医療と介護保険の1年間の自己負担額の合計額が75万円を超えた場合の還付金等として8,259万7,000円を計上いたしまして、合計で30億806万4,000円を計上いたしております。

次に、第3項葬祭諸費では、被保険者が亡くなられた場合に5万円を支給する葬祭費に3億1,500万円を計上いたしております。

25ページに移りまして、第3款県財政安定化基金拠出金でございますが、療養給付の急増等による財政上の緊急事態に備えるため、平成20年度から25年度にかけて、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつを拠出して、県に財政安定化基金を設置しておりますが、その拠出金として7,552万6,000円を計上いたしております。

次に、第4款特別高額医療費共同事業拠出金といたしまして、レセプト1件当たりの医療費が400万円を超える高額医療費に対しまして、これは全国の広域連合による相互援助の共同事業に対して拠出するものでございます。その事業主体となる国民健康保険中央会に対する拠出金といたしまして2,979万円を計上いたしております。

次に、26ページでございます。

第5款保健事業費といたしまして、市町が行います健康診査に対します補助金といたしまして1億2,140万6,000円を計上いたしております。

次に、第7款公債費といたしまして、一時借入金を借り入れた場合の利子として7万9,000円を計上いたし、27ページ

でございますけれども、第8款諸支出金として保険料の還付金、償還金、還付加算金の合計447万6,000円を計上いたしております。

最後に、第9款予備費では、保険料の剰余分といたしまして2,231万7,000円を計上いたしております。

以上、第5号議案の一般会計予算及び第6号議案の特別会計予算についてご説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

第5号議案、第6号議案ともに質疑の通告はありませんでした。質疑は終結いたします。

第5号議案は、討論の通告はございませんので、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第5号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ただいまから討論に入ります。

第6号議案について、21番 畑野麻美子君から討論の通告がありましたので、許可します。

21番 畑野麻美子君。

○21番(畑野麻美子君) 21番 畑野麻美子です。議案第6号「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者は治療に時間もかかり、いずれ死を迎えるのだから、医療にはお金も手間もかけなくてもよいという制度です。75歳以上のすべての人に後期高齢者医療保険料が課せられ、多くの人年金天引きでこれを徴収されます。診療報酬も74歳以下の人とは別立てにされ、受けられる医療が制限されます。麻生総理は、「高齢者に納得していただけるよう見直す」と言っていました。75歳という年齢で区切る制度、財源のあり方、運営など、大胆な見直しは見られませんでした。そのような制度を推進する21年度最初の予算案には賛成できないことを申し上げて討論とします。

○議長(宮崎弥麿君) 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第6号議案につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮崎弥麿君) 起立多数であります。よって、そのように決しました。

次に、日程10 第7号議案「平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」及び日程11 第8号議案「平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

よって、日程10 第7号議案及び日程11 第8号議案を一括して広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第7号議案「平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」及び第8号議案「平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、第7号議案の平成20年度の一般会計補正予算からご説明いたします。

議案14ページをお願いいたします。

平成20年度の一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出とも7万5,000円を減額し、予算総額で4億9,197万円とするものであります。

次に、第8号議案の平成20年度の特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案17ページをお願いいたします。

平成20年度の特別会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出とも8億697万2,000円を増額し、予算総額で841億5,907万6,000円とするものであります。

詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重なるご審議の上、妥当なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(宮崎弥麿君) 事務局長。

○事務局長(竹内利寿君) それでは、7号議案、そして8号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

平成20年度予算に関する説明書に沿いましてご説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成19年度の決算によりまして7,029万9,000円の剰余金が出ましたので、これを第4款繰越金に計上いたしまして、さらに、平成19年度の公務災害補償基金負担金を清算した結果、7万5,000円を各市町に返還する

こととなったため、その剰余金と合わせて今年度の市町負担金から減額するものであります。したがって、補正額は差し引きで7万5,000円の減額となります。

歳出につきましては、歳入が7万5,000円減額となったため、これを予備費で調整するものでございます。

一般会計については以上でございます。

次に、第8号議案の平成20年度の特別会計補正予算でございます。

説明書は7ページからとなります。

歳入につきまして、まず、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保険料負担金におきまして、平成20年度の保険料の軽減措置の実施に伴いまして、市町からの保険料徴収額が減ることから3億7,132万7,000円を減額するものであります。

次に、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金でございますけれども、第1目調整交付金では、広域連合及び市町が国の第1次補正予算が成立する10月までに実施いたしました広報などに要した経費等々でございます。その財源補てんといたしまして特別調整交付金3,004万3,000円を計上するものでございます。

次に、第2目保健事業補助金についてでございますけれども、長寿健康診査事業の財源につきましては、国が3分の1、県が3分の1、残りを保険料で賄うこととなっ

ておりますけれども、平成20年度における長寿健康診査事業の実績が14.5%となる見込みであることから、国の補助金を1,583万9,000円減額いたしまして、同じように、説明書8ページの第3款県支出金、第2項県補助金、保健事業補助金におきましても同額を減額するものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、第3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金交付金についてでございます。これは、国の第1次及び第2次補正予算に盛り込まれたものでございますけれども、21年度実施分の保険料軽減の財源補てん分、そして、20年度、21年度に実施いたします広報周知活動などの経費として交付される交付金でございまして、7億8,607万7,000円を新たに計上いたしております。

7ページにお戻りいただきまして、第4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましても、国の第1次補正予算に盛り込まれたものでございますけれども、平成20年度におきます保険料軽減の財源補てんなどおいたしまして交付される補助金でございまして、3億8,624万1,000円を新たに計上するものでございます。

次に、8ページの第3項県支出金、第2項県補助金、第1目保健事業補助金の減額につきましては、先ほどの国庫支出金のところの保健事業補助金でご説明させていた

だいたとおりでございます。

次に、第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目臨時特例基金繰入金では、先ほどからご説明させていただいております後期高齢者医療制度臨時特例基金から、平成20年度に市町が実施した広報等に対する補助の財源として繰り入れるものでございまして、761万6,000円を増額いたしております。

次に、歳出でございます。説明書は9ページからでございます。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございますけれども、右側の節の11の需用費でございますけれども、昨年7月に実施いたしましたダイレクトメールの送付に係る印刷製本として511万3,000円、12の役務費では、同じくダイレクトメールの郵送経費として1,217万2,000円、そして18の備品購入費では、標準システムのデータ検証用サーバーの購入代として152万3,000円を計上いたしております。また、19の負担金補助及び交付金では、市町が実施いたしました20年度の周知広報経費、そして、長寿健康増進事業に要する経費を後期高齢者医療制度特別対策補助金として1,885万1,000円、さらに、電算処理システムの改修に伴う国民健康保険中央会への拠出金として1,491万4,000円を計上いたしております。

次に、第2款保険給付費では、国の予算支出科目と合わせるため、第1項療養諸費、第1目療養給付費から、おめくりいただきまして、10ページの第2項高額療養諸費、第1目高額療養費に組み替えを行ったものでございます。

次に、第5款保健事業費でございますけれども、先ほど歳入の第2款国庫支出金でご説明させていただいたとおり、長寿健康診査事業の実績が当初の見込みよりも下回るため、市町に対する補助金を5,621万8,000円減額するものでございます。

なお、その他の欄の2,454万円でございますけれども、これは保険料のことでございますが、保険料につきましては歳入で減額補正は行わないことから、この分につきましては11ページの一番下、予備費において調整をさせていただいております。

最後に、第6款基金積立金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金では、先ほど来ご説明させていただいております臨時特例基金への積立金として7億8,607万7,000円を計上するものでございます。

以上、第7号議案の一般会計補正予算及び第8号議案の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましてご説明させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

それでは、第7号議案及び第8号議案を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程12「一般質問」を行います。

それでは、21番 畑野麻美子君の一般質問を許可します。

○21番(畑野麻美子君) 21番 畑野麻美子です。通告に従いまして、1、資格証明書発行について、2、資格証明書判定委員会のあり方について、3、国庫負担の引き上げを国に強く求めることの3点について一般質問いたします。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度では、原則として保険料の滞納が1年続くと保険証が取り上げられ、医療費を窓口で一たん全額を負担しなければならない資格証明書が発行されます。この制度導入前は、75歳以上は保険証取り上げの対象外でした。厚労省は1月、資格証明書を発行

する場合にはあらかじめ国に報告を求める通知を各都道府県の後期高齢者広域連合に出しました。

1、資格証明書発行について、次の3点について質問いたします。

1点目。県社会保障推進協議会が3月11日に発表したアンケートの結果では、後期高齢者医療制度の保険料未納者が合計で4,168人となり、口座振替などで保険料を納める普通徴収者の1割を占めることがわかりました。当広域連合では、先ほどの説明で、2,380人が未納者とありました。いずれにしても、これらの方が真の滞納者につながり、資格証明書の発行につながっていきます。そのことを踏まえた対応についてどのように考えていますか。

2点目。短期証を発行する際に広域連合に取りに来なければいけないのかどうかなど、具体的な手続はどうなっていますか。

3点目。年金の受給額が年18万円未満などの低所得者からは一切保険料を取らないなど、保険料の減免制度を県独自でつくること。

大きい2番目で、資格証明書判定委員会のあり方について。

平成21年度の予算に資格証明書判定委員会の予算が計上されていません。判定委員会のメンバーは職員のみと思われます。ケースワーカーやケアマネジャーなどの専門職を入れ、専門的な観点から協議される

ことが必要と考えます。連合長の見解を求めます。

3点目、国庫負担の引き上げを強く国に求めること。

この制度は、後期高齢者の人口比率が増えるに応じて保険料が引き上がる仕組みになっています。ますます後期高齢者保険料の負担は重くなります。広域連合として国庫負担の引き上げを国に強く求めること。

以上、一般質問とします。

○議長(宮崎弥磨君) 連合長。

○広域連合長(東村新一君) まず、資格証明書の交付につきましては、前年度の保険料を2回以上納付していない方を対象とするものですが、その前段といたしまして、各市町において3回以上納付相談等を行っても一向に応じようとしないう未納者に対しまして、通常の被保険者証にかえて短期被保険者証を交付することといたしております。この短期被保険者証の有効期限は6カ月となっており、各市町及び広域連合では、お互いに連携しながら、その6カ月の間に再び訪問等による納付相談を数回行い、最終的にはそうした働きかけにも一向に応じないう未納者に対しまして資格証明書を交付することとなります。

議員ご指摘の未納者が約4,000人という調査はどのような基準で行われたのかは承知いたしておりますが、当広域連合で把握している数字といたしましては、昨

年の7月分から12月分までの普通徴収6回分につきまして、短期被保険者証の交付対象となり得る2回以上の未納者数が2月末現在で1,692人となっております。

こうした状況も踏まえ、今後の対応といたしましては、今年度最終の納付である2月分までの未納状況を正確に把握した上で、各市町においてきめ細やかな納付相談等を行っていただくこととなりますが、各市町には未納者の個々の状況や事情などをできる限り把握していただくよう要請してまいりたいと考えております。

次に、低所得者からは保険料を一切取らないなど、保険料の減免制度を県独自でつくることについてお答えいたします。

本県の減免制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定を受けて、広域連合条例第19条第1項で、災害や事業の休廃止など、特別の事情により収入が著しく減少した方に対して実施することを規定しているところであります。本来、減免制度とは、あくまでも特別の事情によって一時的に保険料が支払えなくなった方に対する救済措置として位置づけられており、これは税制度や国民健康保険、介護保険などの保険制度にも共通の考え方で導入されているものであります。

ご質問の趣旨は、低所得者に対してこの減免制度を利用して保険料を免除してはどうかということですが、今ほど申し上げま

したように、減免制度とはあくまでも特別の事情によって一時的に保険料が支払えなくなった方に対する救済措置であることを考慮いたしますと、恒常的な生活困窮者に対する救済措置である低所得者対策にはなじまないものであると考えられ、このことは、同じ保険制度である国民健康保険や介護保険の減免制度に低所得者対策が導入されていないことからご理解いただけるのではないかと存じます。したがって、減免制度と低所得者対策という保険制度の運営の根幹にかかわることにつきましては、まずは制度設計者である国がその責任において法整備を含めて考え方を再整備するとともに、実施する場合にはその財源についても補てんすることが前提であると考えております。

次に、国庫負担の引き上げを強く国に求めることについてお答えいたします。

現在の長寿医療制度における医療給付費の財源につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、全体の5割を国、都道府県及び市町村が負担する公費で賄っており、このうちの3分の2が国の負担となっております。さらに、昨年6月に政府・与党が決定した平成20年度と21年度における低所得者に対する保険料の軽減措置の実施に関する財源につきましても、その全額を国が負担することになっており、国においては既に平成20年度第

1次及び第2次補正予算で措置したところ
であります。

ご指摘の国庫負担の引き上げにつきましては、昨年12月に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが示した高齢者医療の見直しに当たっての基本的枠組みの中で具体的検討課題の1つとして公費投入割合の引き上げが示され、現在検討が進められているところであり、今後、与党で見直し案が取りまとめられると聞き及んでおります。したがって、当広域連合といたしましては、今後ともこうした国の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

残りのご質問につきましては事務局長から答弁をさせていただきます。

○議長(宮崎弥麿君) 事務局長。

○事務局長(竹内利寿君) 私からは、資格証明書発行についてのご質問のうち、第2点目の短期証発行の具体的な手続について、2問目の資格証明書交付判定委員会のあり方についてお答えいたします。

まず、短期被保険者証につきましては、有効期限が6カ月となるものでございますが、これは平成20年度の保険料を2回以上納めていない方々に対して、各市町が文書、電話、訪問などによる催告や納付相談を3回以上実施したにもかかわらず一向に応じようとしないうちに発行するものでございまして、平成21年度の発行につきまし

ては、本年7月に予定しております被保険者証の一斉更新時に合わせて実施することといたしております。したがって、短期被保険者証の発行対象となる被保険者の方々には、本年7月に通常の被保険者のかわりに短期被保険者証が届くということになるものでございます。

次に、資格証明書交付判定委員会のあり方についてお答えいたします。

資格証明書交付判定委員会につきましては、構成市町の担当課長3名、広域連合の事務局長、事務局次長及び業務課長の合わせて6名が委員となっており、各市町から提出されます交付対象者について、その適否を判断することといたしております。この場合、各市町から提出される交付対象者につきましては、短期被保険者証を持つ被保険者に対しまして、各市町がきめ細かな納付相談を行ったにもかかわらず一向に応じようとしないうちに、いわゆる悪質なものが中心になるものと考えております。

議員からは、ケースワーカーやケアマネジャーなどの専門職を交付判定委員会に入らせてどうかというご提案をいただきましたが、その趣旨は個々のケースについて当該地域の専門職の意見を反映させるということだと拝察いたします。しかしながら、各市町が未納者に対する納付相談等を実施する際には、福祉部門や介護部門、税務部門などと情報を共有するとともに、地域の

実情に明るい民生委員の方などの意見も参考にするなど、個々のケースについてそれぞれの事情等を考慮しながら、きめ細かな対応を行うこととしていることから、現在のところ、交付判定委員会への専門職の参加は考えておりません。

以上でございます。

○議長(宮崎弥磨君) 21番。

○21番(畑野麻美子君) 21番 畑野です。

資格証明書の未納になっている人の対応についてですけれども、今ほどの連合長のお答えですけれども、3月17日の参院厚生労働委員会で国会議員の方が、先ほどの資格証明書発行の際、「国に報告を求める通知は、後期高齢者に対しては保険証を取り上げないようにという自治体のメッセージと受け取ってよろしいですか」という国会議員の質問に、舛添厚労相は、「そういうふうに受け取っていただくと大変ありがたいということでございます。しゃくし定規に期限が来たから資格証明書を出すような冷たい扱いをしてはならない。慎重にも慎重を期して、事前に相談し、個別に手を打ってほしい」と述べておられます。既に1年間というか、6回以上未納になっておられる方に、それが決まってからではなくて、もっと早目に、どういう暮らしをしているのかということもしっかり把握し、現状の調査をするべきではないかなというふうに

思います。

それと、2点目ですが、短期証の発送は郵送ということで受け取っていいのかというふうに思います。それでも、介護施設に入っていたり、ヘルパーさんのお世話になっていたり、元気な方でも郵便物をあけないで、ふっとごみ箱に捨ててしまったりとか、あと、箱の中に山積みになっていたりすることがあります。そういうことで気づかないことも多いので、そこまで広域連合の方は面倒は見切れないとは思いますが、何かわかりやすい方法で、「これは短期証が入っていますよ」ということがわかる表示をするべきではないかと思っておりますけれども、これも答弁を求めます。

それから、減免の件ですけれども、これは、法整備で、なかなか難しい特別の事情がある場合というふうなことはよくわかっています。厚労省が先ほど、2月12日に資格証明書交付の運用基準案を示されました。6案あるんですけれども、全部挙げていると時間がかかりますので、その中には、例えば、所得割額が軽減されている被保険者や、被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減が適用されている被保険者など、軽減されている人たちが資格証明書を交付しないとする基準に挙がっています。そういうことも含めると、あっさり低所得者からは取らないというふうな制度を県でつくるべきではないかなというふうに思いま

す。

資格証明書の判定委員会ですけれども、これは各市町で福祉部門や介護部門の人を入れてしっかりと現状を見ていただけるということですけれども、これは本当に市町の自治体でも、なかなか人が削減されていく上できめ細かな対応ができにくくなっていますので、その点も十分に把握しながら、しっかりと判定委員会では見てあげてほしいなというふうに思います。ケースワーカーやケアマネジャーさんなんかが入ると、会議の中でも、「こういう点はどうなっていますか。こういう点はどうなんですか」というふうに指摘ができると思うので、これはまた再度検討をお願いしたいなというふうに思っています。

それから、国に対する国庫負担の引き上げを求めることですけれども、広域連合さんからも国に対して要望書を出しておられます。その内容を見ますと、すべてもっともなことだなというふうに考えていますので、ぜひ、国庫負担の引き上げを国に強く求めていただきたいと思います。

今までの老人医療保健制度では、財源は公費と拠出金に分かれているだけで、世代による色分けはありませんでした。拠出金の負担が過重だということになれば、公費を増やすことが焦点となっていました。しかし、後期高齢者医療制度を導入して、従来の拠出金を後期高齢者の保険料と現役世

代からの支援金に色分けをしました。その最大のねらいは、医療保険財政を、世代間の痛みの押しつけ、安易に変質させ、国庫負担を増やさないためにほかならないと思っております。こういうことも含めて、再度答弁を求めます。

○議長(宮崎弥磨君) 事務局長。簡潔にお願いします。

○事務局長(竹内利寿君) 5点ほど、再質問といいますか、要望も含めていただきました。簡潔にお答えさせていただきます。

まず1点目の国会での舛添厚労相のご発言ですけれども、確かにそういう話も聞いておりますけれども、要は、今おっしゃられましたように、まずは機械的な交付をしないというのが1点、それと、個々の事情を十分考慮しながら最終的には決定してくださいというのが2点。この2点を踏まえて、今後、各都道府県で対応してくださいというのが趣旨というふうに承っております。我々としても、そういった考えのもとに今後対応していきたいというふうに考えております。

それから、2点目、短期証も含めた保険証の発行でございますけれども、これは、まずは、1つには、これから送りますというPRを積極的にさせていただくというのが1点、それと、お送りする封筒にもわかりやすい表示、これをしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の資格証明書の相当収入の基準、これは、確におっしゃるとおり、先月、2月12日に厚生労働省のほうで参考例という形で、今おっしゃられた6つのものが示されました。が、しかし、これについては、各都道府県の広域連合からさまざまな意見が出されてきて、最終的に国はその参考例を取り下げております。したがって、現在のところ、国がそういった基準は出しておりません。今後は我々広域連合が他の都道府県の広域連合の取り扱い等を見きわめながら、1つの基準というものを、できれば設定をしまいたいというふうに考えております。

それから、4点目の判定委員会でございますけれども、これはあくまでも徴収を各市町でお願いをしているということもございまして、第一義的には各市町のほうでそれぞれの方の事情あるいは状況等を把握していただくというのがまず第一だというふうには思っております。ただ、最終的な資格証明書の発行となりますと、私どもも当然、交付判定委員会の中で、いろんな状況をお聞きする中で最終的に決定するというところでございますので、そういった中で、先ほど申し上げましたように、しゃくし定規な対応はせずに、それぞれの個々の事情、状況等を勘案してまいりたいというふうに考えております。

それから、最後の5点目、財政のお話で

す、国庫負担の引き上げということで。先ほど、連合長の答弁にもございましたように、来月に政府・与党がこの取扱いについて案を出すというふうなことも聞いておりますので、そういったことも見極めながら我々としても要望等で対応していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(宮崎弥磨君) 21番。

○21番(畑野麻美子君) せんだって、私の知人のお父さんが亡くなったときに、家族の方は、あとちょっと治療すれば、あと1日や2日生きられる。でも、その判断をどうしよう、自分の意見で父親をこのまま病院に連れていかなかったら息は引き取ってしまうし、でも、治療すればあと少し生きられる。でも、そんなときにどういう判断をしたらいいんだろうということで、とても悩んだといます。そういうときに本当に命の大切さを父親から教えられたと言われました。本当にこの後期高齢者医療制度、いずれ死を迎えるのだからという、そういう前提があることが大変残念に思うんです。家族が親に対してどういうふうな判断をするかということであって、国がそういうふうな、いずれ死ぬんだからというふうな方向の考え方というのは、私はとても残念です。

厚労省の会議で吉岡てつを高齢者医療課長さんも、「資格証明書の交付に至らない

ように、滞納初期の段階からさまざまなきめ細かい対応をしてもらうことが何より大切です。滞納している方との接触を増やすことが一番大切」と言っておられます。どうぞ、心あるきめ細かな対応を求めまして、一般質問を終わります。

○議長(宮崎弥麿君) 質問ですか。要望ですか。

○21番(畑野麻美子君) 答弁があれば答弁していただければ結構だと思いますけれども、私の一般質問を終わります。

○議長(宮崎弥麿君) 何か答弁はありますか。

答弁はないようでございます。

以上で通告による発言はすべて終了いたしました。よって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ただいま、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

連合長。

○広域連合長(東村新一君) 平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会するに当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり提案させていただきました各議案について慎重なご審議をいただき、本日ここに妥当なご議決を賜りましたこと、心から厚く御礼申

し上げます。今後とも、長寿医療制度の安定した運営に向けまして鋭意取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長(宮崎弥麿君) 以上で会議を閉じます。

これもちまして、平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。長時間にわたりご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後3時52分閉会